

## サステナビリティ経営の戦略法務第 2 回 - EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート(1) -

企業法務/ヨーロッパニュースレター

2024 年 5 月 14 日号

執筆者:

[渡邊 純子](mailto:j.watanabe@nishimura.com)

[j.watanabe@nishimura.com](mailto:j.watanabe@nishimura.com)

[閻 佳悦](mailto:k.yan@nishimura.com)

[k.yan@nishimura.com](mailto:k.yan@nishimura.com)

### I はじめに

EU 域内外の企業に対して人権・環境デューデリジェンス<sup>1</sup>の実施を義務付ける EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive））案<sup>2</sup>が、数年間にわたる議論を経て、ついに 2024 年 4 月 24 日に欧州議会の本会議にて承認されました<sup>3</sup>。過去約 10 年間、国連のビジネスと人権に関する指導原則<sup>4</sup>をベースとしながら各国において発展してきた人権・環境 DD 関連法の中でも、最も広範な義務を課し、多くの日本企業に対してもインパクトを及ぼすことが見込まれています。具体的には、

- ① 自社の EU 拠点が CSDDD の適用対象企業となるケース
- ② 日本本社等の EU 域外企業が適用対象企業となるケース（単体又は連結グループレベルで EU 域内での一定規模の売上基準を満たすケース）
- ③ 上記のいずれにも該当しなくても、CSDDD の直接適用を受ける上記①②の企業の直接取引先又は間接取引先として、CSDDD に沿った取組を行おうとするこれらの企業の要求に基づき、バリューチェーン上で、事実上の影響を受けるケース（取引先からの要請が強化されるケース）

等、多くの場面で直接・間接の影響が想定され、グローバル・バリューチェーンを通じて世界中の実務に変化をもたらすことが予想される上、日本国内での法制化にも影響を及ぼす可能性も大いに考えられます（岸田首相も、2024 年 3 月に人権 DD について「将来的な法律の策定可能性も含めて更なる政策対応について検討していく」旨の発言をされています<sup>5</sup>）。

今後、EU 理事会にて正式に承認された後に発効し、各加盟国で CSDDD の内容を踏まえた法制化が進むこ

<sup>1</sup> 以下「DD」といいます。

<sup>2</sup> 以下「本指令案」といいます。

<sup>3</sup> 弊事務所の 2020 年 11 月 20 日付ニュースレター「サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権② コーポレート・デューデリジェンス及びコーポレート・アカウンタビリティに関する EU の新指令 -」の執筆時からの数年の間に多くの論点について議論が行われた結果、2023 年 12 月に暫定的政治合意、2024 年 3 月に EU 理事会及び欧州議会法務委員会での承認を経て、現時点の案に至っています。

<sup>4</sup> 以下「指導原則」といいます。

<sup>5</sup> 2024 年 3 月 6 日付日本経済新聞記事「[岸田首相、企業の人権対応『法律の策定可能性含め検討』](#)」参照。

とになりますが<sup>6</sup>、企業として対応を開始すべき時間軸が既に明確にされており、かつ、現場における実務のアップデートには時間を要するため、バリューチェーンが日本国内のみで完結していない多くの日本企業にとって早期の対応が求められることとなります。

CSDDD は、数多くの点において、これまで多くの日本企業により従前の CSR の延長として実施されてきた人権 DD の実務を大きくアップデートするものといえます（具体的には、人権リスクのみならず環境リスクも DD の対象としていること、従業員等との事前の協議に基づく DD 方針の策定を必要としていること、ステークホルダーとの意味のある対話を義務とし、ステークホルダーの情報請求権を規定していること、バリューチェーンの Tier1（直接取引先）を超えた DD の実施を求めること、バリューチェーンの下流に対しても一部 DD の実施を求めていること、取引先に対して契約による保証の取得を義務付けていること、指導原則の定める 8 要件を備えた苦情処理メカニズムの設置を求めていること等多く含まれます）。企業の民事責任や、企業の全世界売上高の一定割合（各国の法令により明確化されることとなりますが、本指令においては少なくとも 5%）を上限とする制裁金に関する罰則規定も導入されますので、それらの点への注意も必要です。

## II 本指令案の適用対象企業・DD 実施義務の概要

### 1. 適用対象企業

本指令案によれば、適用対象企業は以下のとおりです<sup>7</sup>。

以下(iii)(iv)のとおり、EU に現地拠点を有さなくても、単体又は連結グループレベルで EU 域内での一定の売上要件を満たす場合には、直接適用の対象となるため、注意が必要です。

#### ◆EU 域内企業

- (i) 前会計年度における全世界での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超であり、かつ、平均従業員数<sup>8</sup>が 1,000 人超の企業
- (ii) 連結グループレベルで(i)の要件を満たすグループの最終親会社

#### ◆EU 域外企業

- (iii)前会計年度における EU 域内での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の企業（EU 域外企業の場合には、従業員数の要件なし）
- (iv)連結グループレベルで(iii)の要件を満たすグループの最終親会社

2023 年 12 月の暫定合意版と比較すると、当該合意版では、EU 域内企業について、全世界での売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超かつ従業員数が 500 人超の企業、EU 域外企業について、EU 域内での売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の企業を、それぞれ適用対象としていたところ、政治的妥協の結果、これらの閾値が引き

<sup>6</sup> 本指令の発効後、EU 各加盟国での国内法の成立・施行をもって正式に法令上の効力を有することとなります。

<sup>7</sup> その他、EU 域内で一定規模以上のフランチャイズ契約又はライセンス契約を締結している場合も対象とされています。

<sup>8</sup> カウントすべき従業員の範囲についても詳細なルールが定められており、注意が必要です。

上げられました。また、人権・環境の観点からハイリスクと指定された特定産業に属する企業に関して、これらの閾値を引き下げる規定も削除されました（但し、当該ハイリスク産業に関する適用対象企業の拡大は、今後継続的に行われる CSDDD の見直しにおける検討対象事項の一つとされています）。

## 2. DD 実施義務の全体像の概要

CSDDD に基づき、企業は、**自社及び子会社の事業活動、並びに自社の「活動の連鎖（chains of activities）」に関する直接的又は間接的なビジネスパートナーの事業活動**を対象として、潜在的な又は実際の人権及び環境への悪影響を特定し、これに対処するための DD を実施する義務を負うことになります。

DD の対象範囲とされる「活動の連鎖（chains of activities）」は、いわゆる上流、すなわち、原材料、製品又は製品の一部の設計、抽出、調達、製造、輸送、保管、供給及び製品又はサービスの開発等に関連するビジネスパートナーの事業活動と、いわゆる下流の一部、すなわち、製品の流通、輸送及び保管に関連するビジネスパートナーの事業活動を意味するとされています。この点、下流については、議論の結果、本指令案において、①製品の廃棄（リサイクルや解体等のプロセス）や輸出管理の対象となる行為は DD 実施義務の対象外とされ、②自社に代わって又は自社のために上記の流通等のプロセスに関与する取引先に範囲が限定されることとなりました。もっとも、ドイツのサプライチェーン注意義務法と異なり、上流については DD の原則的な対象を直接取引先のみに限るものではなく、**直接取引先を超えて DD を実施する義務が生じる**ため注意が必要です。

ここで重要になるのが、**指導原則上も重要な要素とされている「リスクベース・アプローチ」**であり、これは本指令案で明記された点でもあります。DD の実施対象はバリューチェーン上の広範な範囲とされるものの、これまで多くの現場で導入されてきた実務のように（直接）取引先の多くに対して均一的な内容のチェックボックス形式での一般的なアンケート調査票の送付や監査を実施するといったアプローチではなく、むしろ、バリューチェーン上で相対的にリスクが高いところから調査を実施することが求められており、言い換えれば、**リスクの深刻度及び発生可能性に基づき優先順位を付けながら取り組む**ことが認められています。改めて各社においてリスクベース・アプローチに沿った取組への見直しが求められます。

本指令案に基づく DD の全体像は以下のとおりです。指導原則上の各原則をベースにしているものの、それぞれのプロセスについて、**指導原則上は必ずしも明記されていなかった要素も含めて法的義務として上乘せされている点に留意が必要**です。これにより、従前から、指導原則に沿って望ましいとされてきた実務を目指して着実に人権 DD を進めてきた企業にとっては、それほど焦らずに、これまでの取組を継続しながら CSDDD 対応を実施できることが想定される一方、それ以外の企業にとっては、改めて自社の DD の取組の不足点の見直しを、CSDDD の法的要件に照らしながら抜本的に行うべきタイミングとなるといえます。

DD のプロセス	具体的内容
1. DD を会社の方針及びリスク管理システムに組み込む	<ul style="list-style-type: none"> <li>DD 方針（人権のみでなく環境も含む）の策定時に自社従業員及びその代表との事前協議が必要</li> <li>DD に関する自社のアプローチ、行動規範、関連する方針に DD を組み込むプロセスに関する説明を含む必要あり</li> <li>随時の見直しが必要</li> </ul>

2.潜在的な又は実際の負の影響の特定・評価・優先順位付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深刻度及び発生可能性が一般的に高いと思われる領域を特定するためのバリューチェーンのマッピングを実施する</li> <li>・ 上記の優先順位に従った深堀調査を実施する</li> </ul>
3.負の影響の防止・軽減・停止・是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な時間軸を示した行動計画を策定する</li> <li>・ 直接取引先からの契約上の保証を取得する（但し、中小企業が相手である場合、公平かつ合理的な内容である必要あり）</li> <li>・ 自社の購買実務を含む全体戦略等の必要に応じた見直しを行う</li> <li>・ 中小企業であるビジネスパートナーへの金銭的・非金銭的支援等を行う</li> </ul>
4.通知制度及び苦情手続の確立・維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの影響を受ける者及びその可能性があるとは合理的根拠に基づき信じる者、並びにその代理をする者（市民社会組織等）、「活動の連鎖」の中で働く個人を代表する労働組合等、対象となる環境リスクに関する経験のある市民社会組織が自社に対して苦情を申し出るための手続を確立する</li> <li>・ 当該苦情に十分な根拠がある場合、当該苦情の対象リスクは上記 2.の「特定」されたリスクとみなされ、上記 3.に沿って対処する必要あり</li> </ul>
5.DD の実施状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低でも年に 1 回、定期的に、また、重大な変更が生じた際は遅滞なく、DD の実施状況のモニタリングを実施する（新たなリスクが生じる際も同様）</li> </ul>
6.報告・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次報告書をウェブサイト公表</li> </ul>

### III 本指令案の適用開始時期

指令の発効後 2 年以内に、各 EU 加盟国が対応する国内法を制定することとされており、当該国内法の施行後、正式に法令上の効力を有することとなります。また、企業が対応すべきタイムラインは、企業規模別に以下のとおりとされています（なお、EU 域外企業については、以下のうち従業員数の要件は課されません）。

- ① 全世界での売上高が 15 億ユーロ超、かつ従業員数が 5,000 人超の場合：発効の 3 年後（2027 年）から
- ② 全世界での売上高が 9 億ユーロ超、かつ従業員数が 3,000 人超の場合：発効の 4 年後（2028 年）から
- ③ 全世界での売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超、かつ従業員数が 1,000 人超の場合：発効の 5 年後（2029 年）から

なお、本指令案は、従前、EU 加盟国間で異なる内容の人権・環境 DD 法が制定されてきたことに鑑みて内容の統一を行うことを一つの目標としているため、最低限の要件を定めるものであり、各加盟国が更に厳格な又は具体的な規定を各国の国内法で定めることを原則として禁止しておりません。よって、今後順次制定されていく各国の法令の内容も把握していく必要がありますが、まずは共通の要件となる CSDDD の内容に

沿った取組を実践できるようにしていくことが重要です。

## IV 日本企業が今から行うべきこと

CSDDD の直接・間接の影響を受ける日本企業にとって、CSDDD への対応として行うべき事は多くありますが、初めの第一歩として、各企業は、自社グループに属する会社が、上記 II の 1. で述べた適用対象企業の要件を満たすかを確認する必要があります。自社グループの複数企業が要件を満たす場合には、一定の条件下で、親会社の子会社の代わりに CSDDD に基づく義務を履行することが認められる場合も規定されており、グループガバナンスの視点を踏まえた親会社と子会社の役割分担に関する検討が必要になります。

一方で、売上規模の要件等を満たさず、適用対象企業とならない場合であっても、冒頭で述べたとおり、今後、適用対象企業やその取引先を通じて CSDDD に沿った取組を契約関係等を通じて求められることが想定されることから、優先順位を明確にした上で、段階的にでも、CSDDD を意識した取組を進めておくことが重要といえます。いずれの場合も、**次の数年を見据えたロードマップの作成を今から開始**することが推奨されます。

CSDDD は、多くの点で指導原則に沿った内容を含んでいるため、これまで人権方針において指導原則に基づき人権 DD を実施すると掲げてきた日本企業にとっても、改めて、法的観点から今後の取組の見直しを行うべきタイミングであるといえます。また、CSDDD に沿って DD を実施することで、EU のサステナビリティ開示指令（CSRD）の要請にも応えた取組が可能になるという重要な点もあります。

### ★セミナー告知★

6月18日15時-16時に、弊所のリーガルフォーラム・オンラインにて、CSDDD を含む EU のサステナビリティ関連法制に関する最新動向を概説するオンラインセミナーを実施させていただく予定です。

近日中に申込開始予定です。奮ってご参加下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)